

## トランプ 2.0: アメリカ第一主義の通商政策の形成

Pillsbury Global Trade & Sanctions Law Team

- トランプ政権は、過去の制裁措置を撤回しつつ新たな制裁を導入し、特にキューバのテロ支援国家への再指定や国際刑事裁判所への制裁を復活させました。これにより、米国の外交および安全保障政策における対立的な姿勢が強調されています。
- トランプ大統領は、大統領令を通じて、関税の拡大適用、輸出管理の強化、対外投資規制、米中経済関係の見直し、貿易協定の再評価を指示しました。これらの政策は、国内産業保護と国家安全保障の強化を目指し、米国の経済的優位性を維持することを目的としています。
- 制裁措置の急速な変化と新たな規制導入により、企業は複雑化する法規制への対応が求められます。特に、異なる国・地域間での制裁措置の不一致(例: EU や英国)を考慮したグローバルな対応が重要です。

2025年1月20日、ドナルド・J・トランプ氏が第47代アメリカ合衆国大統領に就任しました。就任から数時間以内に、トランプ大統領は数十の大統領令と「アメリカ第一主義の通商政策 (America First Trade Policy)」に関する覚書を発表し、新政権の通商優先事項を概説し、米国の通商、制裁、国家安全保障政策を再構築する積極的なアプローチを示しました。しかし、トランプ大統領が以前に中国、カナダ、メキシコを対象とすると発表していた「Day 1(就任初日)」の関税は実施されませんでした。トランプ大統領は非公式に、2025年2月1日までにメキシコとカナダに対して25%の関税、中国に対して追加で10%の関税を課す可能性があるとし唆しています。

トランプ大統領の初動について、主要な要素を以下に示します。

### I. アメリカ第一主義の通商政策

トランプ大統領の「アメリカ第一主義の通商政策」に関する覚書(以下、「覚書」)は、現行の米国通商政策に対する大幅な変更と見直しの土台を用意しています。これは、各行政機関に2025年4月1日までに現行政策の見直しを指示し、2025年4月30日までに大統領への報告を求めています。覚書はまた、当政権の通商優先事項について示唆を与えています。以下に、これらの優先事項と覚書の要件をまとめます。

#### 関税の拡大適用

関税は、国内産業を保護し、不公正と認識された貿易慣行を是正する手段として、政権の通商に関する議題の中心となる予定です。トランプ大統領は就任初日に関税を発動するという脅しを実行しませんでした。関税は政権の明確な優先事項です。覚書は次の内容を示しています。

- **グローバル追加関税(Global Supplemental Tariff) :**

米商務長官は、財務長官および米国通商代表部(USTR)と協議の上、米国の恒常的な貿易赤字の原因とリスクを調査し、それらに対処するための「グローバル追加関税」などの措置を勧告する任務を担っています。

- **デミニマス免税枠による関税収入の損失と偽造品のリスク:**

財務省、商務省、国土安全保障省の各長官、および貿易・製造業担当の上級顧問と USTR は、800ドルの少額(de minimis)免税枠による関税収入の損失と、偽造品やフェンタニルなどの密輸薬物の輸入リスクを評価し、米国の収入と公衆衛生を保護するための修正を勧告します。これは、バイデン政権の最終日にデミニマス制度の例外使用を制限するために行われた措置に続くものです。

- **中国関税の見直しと評価:**

USTR は、米中経済・貿易協定(Economic and Trade Agreement)の遵守状況を確認し、必要に応じて関税を含む措置を勧告します。さらに、USTR は、技術移転や知的財産問題を含む中国の貿易慣行に関する 2024 年 5 月 14 日の 301 条関税調査報告書を評価し、中国への追加関税の可能性や産業上のサプライチェーン懸念、第三国を経由した迂回輸入、不公正な貿易慣行によって課されるコストに対処するための措置を検討します。

- **232 条関税調査と措置の包括的見直し:**

商務長官は、国防長官および他の関連機関と協議の上、米国の産業および製造基盤を評価し、国家安全保障を脅かす輸入品に対処するために新たな 232 条関税調査が必要かどうかを判断します。同時に、経済政策担当大統領補佐官は、商務長官、USTR、貿易・製造業担当の上級顧問と連携し、鉄鋼とアルミニウムに対する現行の 232 条関税措置に対する例外や免除などの有効性を評価し、国家安全保障リスクを軽減するための調整を勧告します。

- **国外歳入庁(ERS)の設立:**

財務長官は、商務長官および国土安全保障長官と協議の上、ERS の設立可能性を調査するよう指示されています。この新しい機関は、関税、税金、その他の貿易関連収入の徴収を担当します。現在、この任務は税関・国境取締局(CBP)が担っていますが、ERS が CBP が現在果たしている機能とどのように関わるのかは明らかではありません。

## 輸出規制

国務長官および商務長官は、その他の輸出管理機関と協力して、戦略的に対抗する国家や地政学上競合する国家からの課題に対処するため、米国の輸出管理制度を見直します。この見直しでは、抜け穴を塞ぎ、執行体制の強化し、米国の技術的優位性を保護することに焦点が置かれます。特に半導体やその他の重要技術に注目し、米国にとって不可欠な製品や技術の移転を防ぐための措置が含まれる見込みです。

## 対外投資

財務長官は、商務長官およびその他の関連機関と協議の上、2023 年 8 月 9 日に発令された大統領令 14105 を修正、撤回、または置き換えるべきかを検討します。この大統領令により、米国の懸念国(特に中国、香港、マカオ)への対外投資を監視し、必要に応じて制限する規制

枠組みの策定が開始されました。財務省は 2024 年 10 月 28 日にこの枠組みを実施する最終規則を発表し、2025 年 1 月 2 日に施行されました。

この見直しでは、最終規則が国家安全保障上の脅威を緩和するために十分な管理措置を提供しているかを評価し、必要に応じて対外投資安全保障プログラム (Outbound Investment Security Program) の強化を提言する可能性があります。また、議会は米国外の重要技術に関連する投資のリスクに対処する広範な政府の取り組みを反映し、対外投資を規制する追加措置を検討しています。

## 人工知能(AI)

2025 年 1 月 20 日、トランプ大統領は「AI の安全性、信頼性、透明性のある開発と利用」を目的とした大統領令 14110 を撤回しました。この大統領令はバイデン大統領が 2023 年 10 月 30 日に発令し、AI の安全性、公平性、プライバシー、国家安全保障を重視した包括的な連邦監視体制の基盤を築くもので、主にデュアルユース技術を含む AI システムのリスク評価基準の促進や安全評価のためのテスト環境の整備が盛り込まれていました。トランプ大統領の撤回措置は、AI の革新と開発における規制緩和と政府の監督最小化への政策転換を示しています。

## 中国との経済・貿易関係

バイデン政権の方針を踏襲し、トランプ政権は中華人民共和国 (PRC) に関連する国家安全保障上のリスクに関するいくつかの分野を特定しました。「アメリカ第一主義の通商政策」では、以下の点が強調されています。

- **米中経済・貿易協定の見直し:** USTR は、中国が経済・貿易協定の義務を履行しているかを評価し、関税やその他の措置を含む対応を提言します。
- **恒久通常貿易関係 (PNTR):** 商務長官と USTR は、中国の PNTR ステータスに関する立法提案を評価し、変更の可能性について提言します。
- **知的財産権 (IPR):** 商務長官は、PRC 企業に付与されている米国の知的財産権を見直し、均衡を保ちつつ相互的な保護を確保するための措置を提案します。
- **フェンタニルおよび移民問題:** 商務長官および国土安全保障長官は、違法なフェンタニルの流入および移民問題における中国の関与を評価し、リスクに対処するための貿易および国家安全保障措置を提言します。

## 通商協定

USTR は、他の行政機関と協議の上、米国の通商および業界別協定を見直し、相互的かつ互恵的な譲歩を提供する内容となっているかを評価します。主な取り組みは以下の通りです。

- **USMCA (米国・メキシコ・カナダ協定) の見直し:** 2026 年の予定された見直しを前に、タイトル 19, セクション 4611(b) に基づくパブリックコンサルテーション (意見募集) が開始されます。このプロセスでは、USMCA が米国産業に与えた影響を評価し、必要な調整を提言します。
- **WTO および政府調達協定:** USTR は、政府調達に関する WTO 協定を含む通商協定が、国内製造業を優先する連邦政策と整合しているかを評価します。

## コネクテッドカー(Connected Vehicles)

商務長官は、情報通信技術・サービス(ICTS)によるコネクテッドカーに関する規則策定を見直し、適切な措置を提案するよう指示されています。この見直しでは、ICTS 取引管理の範囲を拡大し、コネクテッドカー以外のコネクテッド製品まで対象を追加する必要があるか否かも評価されます。この措置は、2025 年 1 月 16 日にバイデン政権が同分野に関する制限を最終決定したことに続くものです。

## II. 制裁措置

トランプ政権は、米国の制裁政策を迅速に再構築し、過去の決定を撤回し、新たな措置を導入しました。

- キューバ

バイデン大統領はその任期最終週に、キューバの「テロ支援国家」指定を解除しましたが、トランプ大統領はこの決定を撤回し、キューバを再び「テロ支援国家」に指定しました。しかしキューバに対する米国の禁輸措置は引き続き維持されているため、この措置は主に象徴的なものです。

- 国際刑事裁判所(ICC)

トランプ政権は、バイデン大統領によって発令された大統領令 14022 を撤回し、国際刑事裁判所の職員に対する制裁を復活させました。この措置は、米国の職員および同盟国に対する同裁判所の管轄権に反対する政権の立場を再確認するものです。

- ヨルダン川西岸地区

バイデン大統領の大統領令(EO)14115 の下で科されていた、ヨルダン川西岸地区での特定の活動に参与する個人や法人を対象とする制裁が撤回されました。この措置により、同大統領令の下で指定されていた法人等に対する制裁が解除されました。ただし、これらの法人の一部は、依然として欧州連合(EU)およびイギリスにより制裁対象となっています。今後、このように異なる制裁措置を科す状況を考慮する必要があります。

2025 年 1 月 20 日、トランプ大統領は新たな**大統領令**を発令し、特定の国際的な麻薬カルテルおよび越境組織を「外国テロ組織(Foreign Terrorist Organizations、FTO)」および「特別指定グローバルテロリスト(Specially Designated Global Terrorists、SDGT)」として指定しました。この大統領令は、マラ・サルバトルルチャ(MS-13)やトレン・デ・アラグア(TdA)といった広範囲にわたる暴力、麻薬取引、西半球全域での不安定化活動に参与する組織を対象としています。

この大統領令は、これらの組織が米国の国家安全保障、外交政策、経済の安定を脅かす活動に参与していることを理由に、これらの脅威に対処するため国家緊急事態を宣言しています。この大統領令に基づき、以下の措置が取られます。発令から 14 日以内に、國務長官は財務長官、国土安全保障長官、司法長官、国家情報長官と協議の上、この命令の下で指定する特定のカルテルおよび組織を推奨しなければなりません。同じ 14 日間の期間内に、国土安全保障省長官および司法長官は、國務長官と協議の上、関係者による米国への侵略または略奪的侵入と見なされる事案に対応するために敵性外国人法(Alien Enemies Act)を実施する準備を行い、この命令の下で指定された者を送還するために必要な施設を準備しなければなりません。

## 今後の展望

トランプ大統領による最初の措置は、米国の貿易および外交政策の大幅な再構築を反映しています。企業は、規制の急速な変化およびコンプライアンス義務の増加に備える必要があります。当事務所のブログ「[Pillsbury Global Trade & Sanctions Law Blog](#)」では、新たな通商措置に関するリアルタイムのクライアントアラートを提供しています。新政権に関する最新情報は、[こちら](#)をご参照ください。

本稿の原文(英文)につきましては、[Trump 2.0: America First Trade Policy Takes Shape](#) をご参照ください。

### 本稿の内容に関する連絡先

#### [Pillsbury Global Trade & Sanctions Law Team](#)

[ジェフ・シュレップファー](#) (日本語版監修)

[jeff.schrepfer@pillsburylaw.com](mailto:jeff.schrepfer@pillsburylaw.com)

### 東京オフィス連絡先

[サイモン・バレット](#)

[simon.barrett@pillsburylaw.com](mailto:simon.barrett@pillsburylaw.com)

[松下 オリビア](#) (日本語対応可)

[olivia.matsushita@pillsburylaw.com](mailto:olivia.matsushita@pillsburylaw.com)

### ニューヨークオフィス連絡先

[秋山 真也](#)

[shinya.akiyama@pillsburylaw.com](mailto:shinya.akiyama@pillsburylaw.com)

### Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

[田中里美](#)

[satomi.tanaka@pillsburylaw.com](mailto:satomi.tanaka@pillsburylaw.com)

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2025 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.